

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 平成28年12月22日に糸魚川市の木造建物が密集した地域において大規模火災が発生したが、この際の消防活動等を検証した上で、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討する。

(検討会)

第2条 検討会の構成については次のとおりとする。

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁長官は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に参加させ、意見を聴取することができる。

(任期)

第3条 座長及び委員の任期は、委嘱の日から平成29年9月30日までとする。

(事務局)

第4条 検討会に係る事務局は、消防・救急課に置く。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月27日から施行する。